※必ずお目通しください。

全 住 協 第341号 平成27年2月10日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会 総務委員長 小 山 浩 志

改正労働安全衛生法 (ストレスチェックの義務化) 対策セミナーの開催について (第2回)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的とした労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成26年6月25日に公布され、本年12月1日に施行されることとなっておりますが、この改正により、労働者数50名以上の事業場は労働者に対するストレスチェックの実施が義務付けられることとなっております。

そこで、このたび当委員会では、標記セミナーを開催し、同法の改正に対し企業がどのような対策をとればいいのかなどについて、また、同法の改正を見据えて「全住協新保障制度」の新メニューとして導入した「全住協新LTD(長期障害所得補償保険)制度」についてのご説明等を行うことといたしました。

つきましては、このセミナーを下記のとおり開催いたしますので、ご繁忙のこととは存じますが、ご参加くださいますようご案内申し上げます。 敬 具

記

- 1. 日 時 平成27年3月3日(火) 14:00~16:30
- 2.会場 あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル2階 東京都中央区日本橋3-5-19
- 3. 内 容 第1部「メンタルヘルス対策」
 第2部「LTD制度の活用について」
- 4. 参加費 無料
- 5.申込み2/25(水) (メンタルヘルス対策の個別相談をご希望の場合は
2/18日(水))までに、別紙「参加申込書」に必要事項ご記入の
上、FAX又はE-mailにてお申込みください。

全衛生法改正 (ストレスチェックの義務化) 対策セミナ

拝啓 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的とした労働安全衛生法の一部を改正する法案が平成26年6 月19日に衆議院において可決・成立し、同25日に公布されました。本年12月1日より従業員のストレス チェックが事業者に義務付けられます。

貴社のメンタルヘルス対策は万全ですか?

今回のセミナーは、第一部では間近に迫ったストレスチェック義務化によって生じる課題と、企業におけ る対策のポイントについて、厚生労働省の検討会報告等、最新動向を踏まえてご説明いたします。

第二部ではストレス等を起因とする従業員のディスアビリティ(長期就業不能)マネジメントの考え方、 および当協会が導入した「全住協新LTD制度」の概要と活用メリットについてご説明いたします。

ご多忙の折とは存じますが、何卒、ご来臨賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 全国住宅産業協会

『労働安全衛生法改正対策セミナー』概要

平成27年3月3日(火)14:00~16:30 <受付13:15より>

終了後、個別のご相談に応じます(予約については次頁参照)

あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル2階(次頁の地図をご確認ください)

<住所>東京都中央区日本橋3-5-19

第1部「メンタルヘルス対策」

~ストレスチェック義務化によって生じる課題と対策のポイント~

アイエムエフ株式会社

CEO

および専門機関による企業のメンタルヘルス対策の理論と実践を学ぶ。

損害保険会社の医療・介護専門部署にて保険商品立案と販売支援サービス企画等を歴任。 日本におけるメンタルヘルス問題が企業経営上の大きな課題となることをいち早く捉え、 2001年に渡米して企業のメンタルヘルス対策 (EAP) の先進事例に触れ、大学・病院

帰国後、日本のメンタルヘルス対策における具体的手法の開発と普及を目的に同法人および 研究センターを設立、現在に至る。

第2部 「全住協新LTD制度の活用について」

~ストレス等を起因とする従業員のディスアビリティ・マネジメント~

ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社

代表取締役社長

郁矢 氏

1991年、ジャパン・アフィニティ・マーケティング社の出資会社マーシュ ジャパン(株)に 入社。保険代理店・保険仲立人として、外資系・日系企業向けに、顧客の視点に立ったリスク マネジメント・保険プログラムの構築に携わる。

2010年より、ジャパン・アフィニティ・マーケティング社に出向し、2011年3月より 現職。長期所得補償制度などを中心に、個人・中小企業向けのアフィニティ分野においても、 ¦顧客にとって最適となる保険プログラムの提供を行っている。

※第2部では、労安法改正に準拠したストレスチェックサービス(2015年4月提供開始予定) についてご紹介します。本サービスは新LTD制度の無料付帯サービスです。

無料 参加費

申込み

次頁の申込用紙にご記入いただき、FAX又はE-Mailにて全住協事務局あてに送付下さい。

締切日: 平成27年2月25日(水) (セミナー終了後にメンタルヘルス対策の個別相談をご希望の 場合は2月18日(水))

*先着50名まで(定員になり次第締め切らせていただきます)

問合せ (一計)全国住宅産業協会 担当:米山、東 <電話>03-3511-0611 一般社団法人 全国住宅産業協会 米山宛

(FAX 03-3511-0616 又は E-Mail a_yoneyama@post.sannet.ne.jp)



「労働安全衛生法改正対策セミナー」参加申込書

社 名	
役 職	
フリガナ	
出席者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
セミナー後の 個別相談を希望される場合 ご記入ください	相談内容を選択ください(両方選択可) 1 メンタルヘルス対策について 2 全住協新LTDについて ①の個別相談をご希望される場合、2月18日までに参加申込書をご提出ください。貴社の従業員数、平均年齢、メンタルヘルスの現状等につきアンケートをお届けしますので、事前にご提出をお願いいたします。

- ※出席人数については、1社につき2名様までとさせていただきます。
- ※個別相談については、希望される社数によっては、当日お受けすることができない場合もございますので、 予めご了承ください。その場合、セミナー後にご訪問の上、ご相談を承ります。
- ※申込書に記載していただいた個人情報は、セミナーの運営や当協会のサービスのご案内以外に使用することなく、個人情報保護法に基づき厳重に管理させていただきます。

■会場ご案内

あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル

【住所】

東京都中央区日本橋3-5-19

【アクセス】

JR東京駅から「あいおいニッセイ同和損保日本 橋本社ビル」までのアクセス(徒歩5分)

*JR東京駅八重洲中央口から出て、外堀通りを 横断し、八重洲通りを直進ください。中央通りを 横断した正面の建物が「あいおいニッセイ同和損 保日本橋本社ビル」になります。

(外堀通りは、地上でも、地下街をお通りいただいても横断が可能です。)

